

障がい学生支援センターだより

誰もがいきいきと学べる大学

障がい学生への合理的配慮

2016年4月、「障害者差別解消法」が施行されたことにより、国立大学において障がい学生への合理的配慮の提供が義務化されました。新年度を目前に控え、「障がい学生への合理的配慮」について改めてご紹介します！

大学等における合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて個別に提供されるもの。
(障害のある学生の修学支援に関する検討会報告第一次まとめ, 2012)

障がい学生が学びたいことを十分に学べるようにするためのニーズに応じた工夫、それが「合理的配慮」です。つまり、合理的配慮は、決して「特別扱い」ではなく、「必要かつ適当な変更・調整」です。

学生の障がい状況等に応じた合理的配慮のエッセンスをまとめているものが「配慮依頼文書」です。

本学では現在、約 **50** 名の学生が当センターを利用しており、約 **30** 名の配慮依頼文書を発行しています。

先生方のお手元に配慮依頼文書が届きましたら、必ず内容をご確認いただき、必要に応じて当該学生と相談の場を持っていただきますよう、ご対応のほどよろしくお願いいたします！ ご不明な点がございましたら、障がい学生支援センターまでご相談ください。

当センターでは、合理的配慮の1つとして、今回初めて「学位記授与式・入学式における聴覚障がい学生への支援」を行いました。詳しくは裏面をご覧ください！

令和元年度 山形大学障がい学生支援センター 研修会を開催しました！

障がい学生支援センターでは、平成27年開設当初から、毎年、障がい学生支援に関する研修会を行っています。

今年度は、9月12日(木)に「発達障がい学生への教育・支援を考える」をテーマにした研修会を開催し、学内外合わせて、約 **50** 名の方に参加いただきました。

講師の 野呂 文行 氏（筑波大学 人間系 教授）より、これまでのご経験と専門家の立場から、

- ※ 自閉スペクトラム症や注意・欠如多動症それぞれの特性と、学生の抱える困難さ
- ※ それに対し、教職員としてどのように教育・支援をするとうい

具体的な事例も交えてお話いただきました。

その後、参加者から事前に頂戴した質問を中心にフロアディスカッションを行い、さらに理解を深める貴重な機会となりました。プログラム等、研修会の詳細は、障がい学生支援センターHPをご覧ください。

<参加者の声>

- ※ 障がい特性に合わせた対応も必要ではあるが、いろんな学生にとってわかりやすい・学びやすい対応・準備が必要であることを学んだ。
- ※ 「障がいのある・なし」という二項対立ではなく、数ある多様性のなかの一部であるという考えに感銘を受けた。



▲ 講演およびフロアディスカッションの様子



障がい学生支援センターでは、今後も継続的に研修会を企画いたしますので、ふるってご参加ください！

* 講演内容の録画映像がございます。視聴希望の方は、遠慮なく、障がい学生支援センターまでご連絡ください。

